

平成20年第2回定例会（8月）

愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 第2号

議事日程

平成20年8月6日(水曜日)午後2時開議 メルパルク名古屋2階「羽衣」

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第9号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第10号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 第7 議案第11号 平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第12号 平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第9 一般質問
- 第10 請願第2号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書
- 第11 請願第3号 健診は国・県・市町村で負担することを求める請願書
- 第12 請願第4号 後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願書
- 第13 陳情第1号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(34名)

- | | |
|------------|--------------|
| 1番 長瀬 悟 康 | 2番 木村 正 範 |
| 3番 黒田 龍 嗣 | 4番 鈴木 貢 |
| 5番 伊藤 隆 信 | 6番 山田 弘 光 |
| 7番 野々部 尚 昭 | 8番 谷口 マスラオ |
| 9番 余語 充 伸 | 10番 大宮 吉 満 |
| 11番 杉藤 憲 二 | 12番 八木 祥 信 |
| 13番 松井 卓 朗 | 14番 澤 潤 一 |
| 15番 石川 信 生 | 16番 稲垣 良 美 |
| 17番 三宅 健 司 | 18番 高須 一 弘 |
| 19番 杉浦 昇 | 20番 加藤 芳 文 |
| 21番 兵藤 祐 治 | 22番 坂本 松 次 郎 |
| 23番 波多野 努 | 24番 夏目 忠 男 |
| 25番 荒木 貞 夫 | 26番 工藤 彰 三 |

27番	服部	将也	28番	齋藤	まこと
29番	諸隈	修身	30番	渡辺	義郎
31番	江口	文雄	32番	加藤	武夫
33番	田口	一登	34番	中田	ちづこ

欠席議員

なし

説明のため出席した者

広域連合長	松原	武久
事務局長	羽谷	篤
事務局次長	船戸	淳
会計管理者	伊與田	逸郎
総務課長	鈴木	茂彦
管理課長	池野	肇
給付課長	鈴木	敏夫
庶務グループリーダー	鈴木	努
保険料グループリーダー	早川	直厚

職務のため出席した者

議会事務局長	鈴木	茂彦
議会事務局書記	夏目	守雄
議会事務局書記	岸田	裕夫

平成20年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成20年8月6日(水)

○議長(長瀬悟康) ただいまの出席議員数は、33名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成20年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

11番、杉藤憲二議員及び12番、八木祥信議員をお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長瀬悟康) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

また、過日配付いたしました議案に誤植等がありましたので、正誤表を配付しましたので訂正をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長(松原武久) 松原広域連合長。

○議長(長瀬悟康) 松原広域連合長。

(広域連合長 演壇であいさつ)

○広域連合長(松原武久) 広域連合長の松原でございます。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の定例会をお願いいたしましたところ、皆様方におかれましては大変ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る6月12日に、政府・与党による高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減策等が決定され、今年度におきましては、所得の低い方に対する保険料の軽減や、年金からの保険料天引きの見直しなどを行うこととされました。これらの対策の内容につきましては、市町村と協力いたしまして、先月、被保険者の皆様に、はがきやチラシなどでお知らせをいたしたところでございます。

先の政府・与党の決定におきましても、今後さらに検討すべき課題が残っているようにございますし、来年度からは、新たな保険料軽減策を行う必要もございますので、市町村と十分に連携、協議を行いながら、広報を始めとした事務を着実にを行うことにより、この制度の定着に向け、全力を挙げて取り組んで参りたいと考えております。

本日の定例会におきましては、所得の低い方に対する保険料の軽減を行うための条例の改正を始めとする議案のご審議をお願い申し上げますが、何とぞよろしくご審議いただき、適切にご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（長瀬悟康） 日程第5、議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（羽谷篤） 事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由をご説明申し上げます。

去る6月12日に政府・与党で決定されました高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減についての中で、所得の低い方への保険料の軽減対策として、今年度においては経過的な保険料の軽減対策を講ずるとされたことを受けまして、今年度における保険料の軽減対策を実施するために、条例の附則に規定するものであります。

まことに申しわけございません。お手元の第2回定例会資料をご覧いただきたいと思っております。1ページでございます。1ページをご覧いただきたいと思っております。

軽減対策の内容といたしましては2つございまして、まず1つ目は7割軽減世帯の方の均等割を8割5分軽減にするというもの、2つ目は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下、年金の収入のみでいきますと211万円以下の方の所得割を50%軽減するというもので、それぞれ条例附則第11条と第10条に新たに規定をいたすものでございます。均等割の軽減による対象者は16万2,000人、軽減額は9億7,200万円、また、所得割の軽減の対象者は5万3,500人、軽減額5億5,800万円、両方の軽減の対象者は20万8,000人、軽減額は総額で15億3,000万円を見込んでおります。この財源につきましては補正予算でご審議願いますが、国が特別調整交付金による全額補助等を行うこととされております。また、条例の施行期日について、交付の日から施行し、本年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（長瀬悟康） ただいまより質疑を行います。

20番加藤芳文議員、33番田口一登議員から通告がありましたので、順番に質疑を許

します。20番加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） それでは、議案第9号について、7項目通告してありますので、それについて質問いたします。

まず、第1として、特別軽減措置の開始時期と収納済み保険料との関係はどのようなか。

2点目、特別軽減措置に伴う広域連合の電算システム改修見通しとその費用負担はどのようなですか。

3点目、特別軽減措置による市町村事務への影響にはそのようなものがありますか。

4点目、国の20年度特別調整交付金の総額と特別軽減措置に使われる総額及びその差額の使途はどのようなですか。

5点目、21年度以降の特別軽減措置に対する費用負担の見通しはどのようなですか。

6点目、特別軽減措置についての広域連合の周知方法はどのように行いますか。

7点目、特別軽減措置以外の20年度の特別対策として、広報や長寿・健康増進対策事業があると思いますが、今後の実施見通しと国の財政支援はどのようなになっていますか。

以上です。

○事務局長（羽谷篤） 議長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、広域連合事務局長。

条例改正に関しまして、7項目のご質問をいただきました。

まず、1点目の、軽減措置の開始時期と収納済み保険料との関係についてでございます。

特別軽減措置に該当する方は、本議会でお認めをいただきましたならば、今月中に保険料額の変更決定通知をお送りする予定とさせていただいています。これによりまして、納付書で納めていただく普通徴収の方につきましては、軽減された保険料を、今月末、8月末から納めていただく、こういう形になると思います。また、年金からの特別徴収で、均等割の年間保険料が1万2,000円から6,000円に軽減される方につきましては、8月までは年金からの天引きがございますが、10月以降は、保険料は徴収しない、ゼロ円と、そういう形であります。また、既にお支払いいただいた保険料が軽減により納め過ぎとなる場合につきましては、還付の手続で還付させていただく、こういう形になるかと思っております。

次に、軽減措置に伴う電算システムの改修についてであります。

国において決定されました保険料軽減対策のうち、本年度分の軽減対策につきましては、国が対応ソフトウェアを無料で配布しておりますので、独自の改修作業は発生せず、新たな費用負担はございません。なお、来年度の軽減策に伴う電算システムの改修日程等につきましては、経費等を含めまして、現時点では国からまだ示されておられませんので、改修見通しについては今のところ不明でございます。

次に、特別軽減措置による市町村事務への影響でございますが、特別軽減措置によりまして新たに発生する業務といたしまして、市町村では変更決定通知書及び納入通知書の送付、既にお支払いをいただいている保険料との差額による徴収または還付の処理、市民等からの問い合わせや相談等を行う必要が今後生じてまいります。

次に、調整交付金についてであります。

国が広域連合に交付する調整交付金には、普通調整交付金と、それから特別調整交付金がございます。普通調整交付金は、広域連合の格差による財政の不均衡、これは全国的な不均衡が生じますので、これを是正することを目的に交付されるものでございます。特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある広域連合に対して交付されるものでございませぬけれども、本年度の今回の保険料の負担軽減対策につきましても、この財源をもって交付をするというふうにされております。本年度、この特別調整交付金の国の総予算額は764億円と聞いております。今回の保険料軽減に係る財源補助は総額400億円弱と聞いておりますので、特別調整交付金の予算に差額が生じた場合には、差額分は普通調整交付金として今後全国の広域連合に交付されると、こういう形になろうかと思っております。

次に、21年度以降の特別軽減措置に関する費用負担の見通しについてでございますけれども、厚生労働省では、平成21年度以降の恒久的な保険料軽減措置につきましても、必要な財源を年間約330億円としております。この法令上の扱いや予算上の取り扱いについては国において別途追って連絡するというところでございますので、今の時点ではこの状況についてははっきり分っておりません。

次に、特別軽減措置の周知についてであります。

広域連合として、7月中に、特別軽減対策に該当する見込みのある方に政府決定の概要等について、既にお知らせをいたしました。今後は、本会議におきまして条例改正案の議決が得られましたならば、早々に、該当される方に対しまして、軽減後の保険料についてのお知らせを送付し、周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、広報や健康増進事業の今後の見通しと国の財政支援についてであります。

保険料の特別軽減以外の特別対策といたしましては3つございまして、まず、特別軽減に係る広報の実施、次に、被保険者の健康づくりのための長寿・健康増進事業の実施、そして、市町村におけるきめ細やかな相談体制の体制整備ということになっております。これらの事業の実施につきましては、まだ国の方から補助金要綱等示されておられませんので、要綱が示され次第、市町村と協議を行いまして、事業の実施について検討してまいりたいと考えております。

なお、これらの事業に必要な経費につきましては、国から特別調整交付金、これは10分の10でございますけれども、特別調整交付金が交付されるということになっております。

以上でございます。

○20番議員（加藤芳文） 議長。

○議長（長瀬悟康） 加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 今、答えていただいたわけですが、保険料の還付が必要となる事例は広域連合としてどの程度あると予測しているか、また、還付方法は銀行振り込みや直接配布等によるのか、還付金は広域連合から市町村に配分されるのか、お尋ねします。

次に、特別調整交付金の国の予算額は764億円で、今回の財源補助が約400億円ということで、このほかにも特別調整交付金からも少しお金が出るとは思いますが、この差額、現段階では364億円あるかと思うんですが、その普通調整交付金の配分割合に応じてこの差額が各広域連合に配分されておるのか、また、その時期について、お伺いします。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。ただいまの保険料の還付についてのお尋ねで
ございます。

保険料の還付が必要となる件数でございますけれども、私どもとしては、おおむね2、
000件程度の方が、還付が必要になるのではないかというふうに予測しております。

還付の方法につきましては、市町村から還付案内を出していただきまして、振り込み口
座のお申し出をいただいた後、銀行振り込みにより還付をいたしてまいりたいと思います。

なお、還付金につきましては、市町村で徴収いたしております保険料より還付を行うと
いう形になると思います。

もう一点、特別調整交付金についてでございます。

今回の保険料軽減対策の財源として交付される以外に、例えば災害その他特別な事情が
あり、それなりに必要な経費が生じた場合に特別調整交付金がまた使われるわけござい
まして、現在、年度末にならないと国の方もどれだけの残額が出るか分からない状況ござ
います。残額が生じた場合には普通調整金の方に繰り込まれまして、各全国の広域連
合に配布されるというふうに聞いております。

なお、調整交付金の交付時期は、10月に概算額の2分の1がとりあえず交付され、来
年度、4月以降に残りの残額が交付されると、こういうふうに聞いております。

以上でございます。

○20番議員（加藤芳文） 議長。

○議長（長瀬悟康） 加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 保険料の軽減に関しては市町村から銀行振り込みの形で還
付されるということなんですけど、既に徴収した保険料については広域連合に既に渡って
いると思うので、広域連合から市町村に一旦お金が渡り、その市町村から該当者にお金
が還付されると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、愛知県の場合、普通調整交付金は、愛知県の広域連合が財政的に豊かだとい
うような理由をつけられて、多分100%来ず、減額されると思うんですけど、その割合を
広域連合としてどの程度に予測されているのか、お伺いします。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

市町村の還付金の財源でございますけれども、確かに広域連合では市町村での還付の財源
を確保することにしておりますけれども、それにつきましては、特別徴収、普通徴収、そ
れぞれ、年度当初に広域連合に納めていただくべき金額の1割相当額を市町村で保留し
ていただくということで、市町村で保留をしていただいております。これをもって今回の還
付の財源、市町村から直接被保険者の方に還付をさせていただく、こういう仕組みを考
えております。

それから、普通調整交付金は100%来ないだろうということでございます。これは、
普通調整交付金の交付については、いわゆる各県の被保険者の所得水準に応じて国が調
整をする、こういう仕組みになっておりまして、この国の調整の仕組みから見ますと本
県の場合は、本来来る金額の約22%が減額され、簡単に言いますと78%相当が普通
調整交付金として私どもに入るということございまして、これは、既に予算的にはそ
ういう対

応をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 33番田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、田口一登。

議案第9号について、質問をさせていただきます。

本件は、6月12日の政府・与党の見直しを踏まえて、20年度における経過的な保険料軽減対策として、7割軽減世帯の方の均等割を8.5割に軽減する、年金収入211万円以下の方の所得割を50%軽減するというものであります。この4月から後期高齢者医療制度が実施され、重い保険料負担に苦しんでいる低所得の方にとっては、少しでも保険料負担が軽減されることは喜ばしいことではあります。しかしながら、今回の特別軽減は十分なものと言えるのでしょうか。私は疑問があります。

そこで、3点お尋ねをいたします。

1点目は、今回の特別軽減によって、同一収入の世帯でありながら、世帯としての保険料負担の格差が拡大するケースがあるということであります。この点について、広域連合が先の議案説明会で保険料が軽減される事例として示した、今日お手元にも配付されていますけれども、資料の中の、夫婦世帯の場合、妻の年金が135万円以下の場合を例に検証してみたいと思います。なお、135万円以下というのは、均等割の軽減措置の判定における所得がゼロの場合です。パネルを用意してまいりましたので、ごらんください。

仮にAさん世帯とします。Aさん世帯は、夫の年金収入が168万円、妻の年金収入が135万円、夫婦合わせて303万円の世帯です。もう一つ、Bさん世帯としますけれども、夫の年金収入が239万円、妻の年金収入が64万円、夫婦合わせた年金収入は、Aさん世帯と同じく303万円の世帯。この2つの世帯について、保険料を比較してみたいと思います。

まず、上のAさん世帯ですけれども、均等割の7割軽減が適用されますので、世帯の年間の保険料は3万5,100円です。一方で、Bさん世帯の年間の保険料は14万4,100円です。Bさん世帯には、均等割の軽減措置が適用されないからであります。ですから、今でもBさん世帯はAさん世帯と比べて、年金の収入が同じなのに、4倍の格差があります。それが、特別軽減でどうなるのか。下に軽減改定後のAさんの例を挙げておきました。特別軽減でAさんの世帯は、夫婦の均等割が8.5割に軽減、そして、夫の所得割が50%軽減されまして、年間の保険料は1万7,500円に軽減されます。Bさん世帯は特別軽減が適用されませんので、14万4,100円のままです。従って、保険料の格差は、8倍へと拡大することになるのです。

そこで、連合長にお尋ねをいたしますけれども、今回の特別軽減によって、同一収入の世帯でありながら、世帯としての保険料負担の格差が拡大する事例が生じることをお認めになりますか。こうした矛盾が生じるわけですから、今回の軽減措置では不十分ではないでしょうか。お答えください。

2点目は、連合長が市長を務めておられる名古屋市の場合では、昨年度までも国保の75歳減免による10割減免を適用されていた人約5万5,000人は、7割から8.5割に均等割が軽減されても、これまでは保険料負担がなかったわけですから、新たな保険料負担が生じることには変わりがございます。この点からも、今回の軽減措置では不十分で

あると考えますが、連合長の認識を伺います。

3点目は、来年度になると軽減対象から外されてしまって、保険料の負担がもとに戻ってしまう低所得者が少なくないということです。政府・与党の見直しでは、21年度以降の対策は、7割軽減世帯のうち、被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯について、9割軽減にするとされています。従って、今年度は全ての7割軽減の方が対象になるわけですから8.5割まで下がる。しかし、そういう世帯であっても、年金収入が80万円を超える被保険者がいる世帯は、来年度には7割に戻ってしまいます。

そこで、事務局長にお尋ねしますが、来年度には保険料負担がもとに戻る人は何人いると推定しているのか、それは被保険者の何%か、お答えください。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 今回の保険料の特別軽減につきまして、2点お尋ねをいただきました。

この特別軽減は、低所得の方の保険料負担をさらに軽減するため、政府・与党により打ち出されたものでございます。

まず、世帯によって軽減される場合と軽減されない場合が生じることについてでございます。

この特別軽減では、7割軽減世帯の方の均等割額が8.5割軽減となるものでございますが、この7割軽減に該当するかどうかにつきましては、政令によりまして、被保険者及びその世帯の世帯主の所得が一定額以下の場合に適用するものと規定をされておるわけでございます。さらに、所得税法に基づきまして、個人ごとに収入から所得を算出されておりまして、議員ご指摘のような事例が生じることもあろうかと存ずるところでございます。

次に、名古屋市国保の減免により保険料負担のなかった方への対応についてでございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々にも一定の保険料負担をしていただきながら、社会全体で高齢者の医療を支えようとするものでございます。従いまして、全ての方に、県下一律の基準により保険料を負担していただくこととなりますが、その中で、低所得の方には減額制度がございまして、均等割額7割軽減の場合、年額1万2,000円が、今回の特例軽減によりまして6,000円に減額をされ、月額1,000円の負担が500円へと軽減されるものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 21年度以降の保険料の軽減についてのお尋ねでございます。

21年度以降の保険料の軽減につきましては、国の方からまだ具体的な状況が明らかにされておりません。現在承知しておりますのは、年金収入が80万円以下の世帯を、今の7割から8割5分、さらにこれを9割に軽減するという以外、情報をいただいておりますので、従いまして、現段階におきまして、ご指摘のありましたもとに戻る方の対象者というのは、現時点では把握しておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げましたように、今回の20年度の軽減者の対象につきましては、8割5分の軽減に該当する方が大体26%、それから、所得割50%の軽減に該当する方が9%ぐらいの方が該当するというので、この両方に該当する方が、おおむね33%の方が軽減の対象になると、こういうふうに見込んでおりますので、よろしく願いいたします。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 連合長は、今回の特別軽減によって、同一収入の世帯でありながら世帯としての保険料負担の格差が拡大する事例が生じることはお認めになりました。私が紹介したのは一例ですけれども、ケースによっては、同一収入の世帯でありながら保険料の格差が十数倍に拡大する、こういう場合もあるんです。

それから、こういうケースもあります。もう一度パネルをご覧いただきたいと思います。

新たな世帯をCさん世帯といたします。このCさん世帯というのが、夫の年金収入がBさんの夫と同じく239万円、そして妻は無年金で、年金ゼロ。従って、夫婦合わせた世帯の年金収入は239万円という世帯です。このCさん世帯の年間の保険料は、やはり軽減対策の対象になりませんので、Bさん世帯と同じく14万4,100円です。それで、このCさんの世帯というのは、Aさんの世帯と比べて年金収入が少ないわけですね。Aさん世帯は先ほど申し上げたように303万円、Cさんは239万円。ところが、夫婦、世帯の保険料の方は、Aさんは今でも3万5,100円で、Cさんは14万4,100円と4倍の差があるんです。それが特別軽減でどうなるか。やはりCさんは特別軽減の対象になりません。先ほどのBさんと一緒ですね。Aさんの方だけが1万7,500円に保険料が下がる、しかし、Cさんは変わらず14万4,100円、格差がやっぱり同じように8倍に及ぶわけですね。こういうケースもあるわけですね。

なぜこんなことが起きるのか。連合長もおっしゃったように、後期高齢者医療制度、これは個人で加入させられる保険であるのに、保険料の軽減制度は世帯の所得で判定されるからです。矛盾を解決するには、保険料軽減の判定を個人単位に改めることが必要です。

そこで、連合長にお尋ねをいたしますが、保険料の軽減措置については世帯単位でなく個人単位で判定するよう改めること、さらに、低所得者からは保険料を徴収しない新たな減免制度を設けることなど、さらなる見直しを国に求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。また、所得割率や均等割額を引き下げればすべての被保険者の保険料を軽減できます。そのためには都道府県や市町村から補助金等を広域連合に投入することは、法的には可能です。例えば愛知県が健診事業に対して補助金を投入すれば、その分保険料を軽減することができます。

そこで、愛知県に対して、健診事業への費用負担を求める考えはないのか、連合長にお尋ねをいたします。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 2点再度ご質問いただきました。

1点目の、保険料の特別軽減の見直しについてでございますが、保険料の軽減判定を世帯ではなく個人単位で行うことにつきましては、6月12日政府・与党が発表いたしました。

た負担軽減対策の中で、さらに検討すべき課題として、他制度との関連を含めて引き続き検討し、早急に結論を得るとされているところでございますので、その動向を見守りたいと、こう思っております。また、低所得者の保険料につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の方々にも一定の保険料負担をしていただきながら、社会全体で高齢者の医療を支えようというものでございます。低所得者の方々にも、負担能力に応じて一定のご負担をお願いすることになりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、保健事業に対する県の負担要望について、お尋ねをいただきました。後期高齢者医療制度の健康診査の費用につきましては、3分の1は国の補助金、その他は保険料という財源内訳で実施をいたしておりまして、制度上、都道府県や市町村の負担は義務づけられているものではございません。国に対しましては、保健事業への国庫補助金の措置などを要望し、実現したところでございます。県に対しましては、今後の事業の実施状況を見ながら、必要に応じて対応してまいりたいと存ずるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○33番議員（田口一登） 議長。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 保険料の軽減判定を世帯ではなく個人単位で行うことについては、国の動向を見守るだけではなくて、国に対して要望をしていただきたいと思います。

また、愛知県に対する健診事業への費用負担については、必要に応じて対応するという答弁でしたが、必要性を認識していただいて、県に求めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、私は、後期高齢者医療制度が抱えているさまざまな問題の根本的な解決のためには、制度そのものを廃止して考え直す必要があると考えております。ただし、今回の特別軽減によって33%の人の保険料負担が今年度においては軽減されるという点は評価できるものであるということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（長瀬悟康） 通告のございました質問は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） ありがとうございます。

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第10号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」と日程第7、議案第11号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

議案第10号と議案第11号の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第10号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」についてでございます。

議案の6ページの方をご覧くださいと思います。歳入歳出予算補正、第1表という形でございます。これの、恐れ入ります、17ページをごらんいただきたいと思います。3歳出、これは総務費、1総務管理費、一般管理費でございます。これをご覧くださいと思います。

本年4月から施行されております後期高齢者医療制度の円滑な運営のために、この総務費の一般管理費におきまして、啓発費1,383万5,000円及び電算システム維持管理費7,466万8,000円、計8,850万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源は、前年度繰越金の一部を充てるものでございます。

啓発費につきましては、広報啓発を充実するもので、被保険者への説明資料の配布、市町村窓口説明用リーフレット及び点字用のパンフレットを作成するものでございます。

また、電算システム維持管理経費につきましては、広域連合の電算処理システムを稼働させるための標準システムというものが、ソフトウェア、これが国から提供されておりますが、そのバージョンアップが当初予定より大分遅れておりまして、簡単に言いますと順次導入されつつあるということでございますけれども、その中で、その都度必要となる検証、運営経費が必要になります。その経費、それが1つでございます。それから、現在の標準システムには装備されていないデータ検索機能、これを独自に構築するための経費として計上させていただいたものでございます。

次に、議案第11号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算」でございます。

こちらは、20ページの方をご覧くださいと思います。

先ほどご審議をいただきました議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でご説明させていただきましたように、平成20年度における保険料の軽減対策を実施することにより、この軽減分の保険料15億3,000万円、これが保険料として減少いたしますので、歳入のうち市町村に集めていただく保険料であります市町村負担金15億3,000万円を、まず減額の補正をかけさせていただきます。その上で、減額分、これにつきましては国の特別調整交付金として交付されるものでありますので、国庫補助金を同額増額するものであります。総額の4,575億200万円については、変更はございません。

説明は以上でございます。

○議長(長瀬悟康) これから質疑を行います。

議案第10号に関して、20番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。20番加藤芳文議員。

○20番議員(加藤芳文) 20番加藤。

それでは、議案第10号について、4点ばかり質問いたします。

まず、第1点として、歳出の電算システム維持管理費7,466万8,000円ですが、厚生労働省から配布された標準システムの使い勝手が非常に悪いと聞くわけですが、具体的にどのような点に不備、不都合があるのか。

2点目、20年度当初予算の電算システム維持管理費が2億2,263万円になるわけですが、今回補正の電算システム維持管理費とどのような関係があるのか。

3点目、21年度の特別軽減措置のためのシステム改修は、今回の20年度のシステム改修で完了するのか。

4点目、今回補正の積算根拠とシステム改修の終了時期はいつか。

○議長（長瀬悟康） 事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

一般会計予算に関して、4点のご質問をいただきました。

第1点の、広域連合の電算システムについてでございます。

広域連合の電算システムは広域連合と市町村をネットワークで結んでおりまして、被保険者の資格情報、医療給付の情報、保険料の納付情報などを管理しておりますけれども、国が提供するソフトウェアである標準システム、これにより稼働しているところでございます。

各種情報は、市町村が端末から直接入力するオンライン処理と、それから、市町村から送られてきた情報を広域連合で一括処理するバッチ処理の組み合わせで行うこととされておりまして、この2つの処理を同時に行うということがこのシステム上できません。

このため、バッチ処理は、オンライン処理が終了する、毎日大体午後8時過ぎでございます、午後8時ごろから処理を始めるという不都合がございます。また、この処理は深夜まで作業がかかることがしばしばございまして、翌日のオンライン開始時間までに処理が終了しないということになりますと、オンライン処理のできない週末の土曜日、日曜日、こういうところに対処するというしか方法がないと。従いまして、そのための職員が付き添って行うというような不都合がございます。

また、標準システムには分析等の情報処理機能が備わっておりませんので、例えば市町村別の各種のデータが欲しいという場合でも、いわゆるこういうコンピューターの専門家による指示、操作が必要となりまして、広域連合の職員だけでは処理ができないという状況もございます。以上でございます。

それから、当初予算と今回の補正予算との関係でありますけれども、当初予算の電算システム維持管理費におきましては、運用保守委託料として1億7,109万1,000円、電算システム改修委託料として5,000万円を既に当初予算でお認めいただいております。この電算システムにおきましては、本来であれば昨年度中に、すべて国から標準システムとしてシステムのソフトが提供されておるところでございますけれども、これが、本年度にも引き続いて来ておる、順次提供されつつあるという状況でございます。この提供されるシステムのソフトの都度、新たに、検証あるいは運用作業が必要となってまいりまして、このため、運用保守委託料が3,400万7,000円ほど増額をお願いするものでございます。

また、現在のシステムには、先ほど申し上げましたように分析のための情報処理機能が備わっておりませんので、情報の加工分析ができるようなデータ検索機能を構築する費用といたしまして、改修委託料4,066万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、21年度のシステムの改修との関係でございます。

平成20年度の保険料軽減策につきましては、国の方から無料での改修ソフトが提供されておりまして、これで対応は終わっておりますけれども、21年度の軽減措置につきましては、現在、国の方から改修ソフトが提供されると聞いております。これは、今回と同じように無料で提供されるということでございますけれども、ただ、その時期についてはまだ未定でございます、現在のところ、いつそういう形になるのかは不明でございます。

最後に、補正額の積算と改修の終了時期でございます。

今回の補正の積算根拠につきましては、すべてがシステムエンジニアの方の人件費でございます。保守点検とかシステムの改修とかいうことでございますので、その人件費でございます。まず、運用保守委託料につきましては延べ約36人分で3,400万7,000円、それから、システム改修委託料につきましては延べ約45人分で4,066万1,000円でございます。システムの改修は、年度内終了を予定しているところでございます。

以上でございます。

○20番議員（加藤芳文） 議長。

○議長（長瀬悟康） 加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 標準システムにいろいろ不備があるわけですが、本来ならば、こういったシステムの改修は国の責任と費用のもとでそれぞれ行うべきものだと思います。

それはさておいてですね、最初の質問にあったオンライン処理とバッチ処理間に伴う不具合や分析のための情報処理機能の不備は、今回のシステム改修で解消するのかどうか、また、当初予算の電算システム改修委託の内容はどのようなものであったのか、お伺いします。

次にですね、運用保守委託料や電算システム改修委託料はほとんど人件費だということなんですけれど、その人件費の1日1人当たりの単価はどれぐらいになるのか、お伺いします。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

再度のお尋ねでございます。

1つ目の、不具合や不備の解消についてでございますけれども、分析のための情報処理機能の不備につきましては、現在、専門家による指示、操作が必要となっておりますけれども、改修することによりまして事務局職員が作業を行うことができるようになりまして、非常に利便性が向上すると、こういうふうに考えております。

一方、オンライン処理とバッチ処理につきましては、同時に処理を行うことができない状況に変わりはございませんけれども、現在、手作業によって行っておりますバッチ処理の指示書については、作成から入力データの履歴確認までの全工程を自動化、システム化することなどによりまして、処理時間の短縮が図られる、職員の負担軽減にもつながる、こういうふうに考えております。

当初予算の電算処理システム改修費5,000万につきましては、今回の補正予算に計上いたしておりますデータ検索機能の構築等を予定していたところでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、国の標準システムが今年度になりましても段階的に提供され続けている、その検証、運用のための人件費が非常にかかっているというこ

とで、この分につきまして、4月から年度前半分のシステム改修費で賄わざるを得なかったということをごさいます、予定していたデータ検索機能の構築が行えなかったということで、今回計上させていただいたものでございます。

それから、運用委託料の人件費の単価ということをごさいますけれども、人件費の単価につきましては、1人1日当たり約4万4,700円、こういう数字になっております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

まず、議案第10号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

議案第10号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

議案第11号「平成20年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第12号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局からの提案理由の説明を求めます。羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

議案第12号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のご説明をさせていただきます。

平成19年度の一般会計歳入歳出決算の概要につきましては、まず、恐れ入ります、議案の36ページ、37ページ、見開きになりますけれども、お願いいたします。

歳入につきましては、予算現額31億2,000万円、これに対しまして、調定額、収入済み額とも30億9,734万3,103円でございます。不納欠損、収入未済等はいずれもございませんでした。

次に、38ページ、39ページをご覧いただきたいと思います。

歳出につきましては、予算現額31億2,000万に対しまして、支出済み額29億3,140万6,504円ということで、不用額が1億8,859万3,496円という状況でございます。

38ページの下の方に書いてありますように、歳入歳出差し引き残額は、ここに記載のとおり1億6,593万6,599円でございます。

次に、40ページ、41ページの事項別明細書の方をご覧いただきたいと思います。

歳入の第1款、分担金及び負担金は、収入済み額11億8,913万4,000円でございますが、これが広域連合構成市町村からの負担金の収入でございます。

第2款、国庫支出金でございます。収入済み額19億718万4,175円でございますけれども、内訳は、備考欄に記載のとおり、電算システム構築・サーバールーム整備費補助金が5,524万4,000円、それと、高齢者医療制度円滑導入臨時特別交付金、これが国から出ておりまして、これが18億5,194万175円でございます。

第4款、繰越金は収入済み額86万3,231円、第5款、諸収入は同じく16万1,697円ございました。

次に、歳出でございます。42、43ページをご覧いただきたいと思います。

第1款、議会費でございます。支出済み額192万9,670円、予算額に対しまして57.86%の執行率でございます。支出額の主なものは、議会の開催3回分の報酬101万4,000円、それと、使用料及び賃借料76万8,711円ございました。

次に、第2款の総務費でございます。支出済み額29億2,947万6,834円、予算に対しまして94.05%の執行率でございます。支出額の主なものは、45ページになりますけれども、45ページの上の方、13節、委託料8億5,112万1,204円、これの主なものとしたしましては、電算システム構築委託料が7億318万7,500円、印刷等業務委託6,181万5,716円、コールセンター運営1,121万6,677円、啓発関係をあわせまして7,059万1,061円等でございます。また、19節、負担金、補助及び交付金1億8,672万3,005円でございます。これは、市町村等からの派遣職員の人件費、私どもの人件費でございます。次の第25節、積立金でございます。後期高齢者医療特例基金積立金18億5,194万175円がございました。

この決算については、去る7月15日に監査委員による決算審査をお受けいたしまして、その一般会計歳入歳出決算審査意見書と、それから主要施策報告書を資料としてお手元に配付させていただいております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康）　これから質疑を行います。

20番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。20番、加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文）　20番、加藤。

それでは、議案第12号について、3点ばかり質問します。

まず、1点目として、電算システム構築委託料は7億318万7,500円とありますが、当初予算に比べた契約残が幾らになるか。国からの補助金は、システム構築・サーバールーム整備費補助金5,524万4,000円が該当すると思いますが、補助額はどのような計算に基づくものなのか。サマージャンボ宝くじ収益金に関わる愛知県市町村振興協会からの資金が投入されていると思うが、その額はお幾らですか。

2点目。需用費と役務費から委託料への流用が多いわけですが。初年度であるからやむを得なかったかなという面もあるかと思いますが、基本的には好ましいことではないと思います。流用先の用途とその理由は何か。特に印刷業務委託料6,181万5,716円、コールセンター運營業務委託料1,121万6,677円、啓発用リーフレット・ポスター作

成業務委託料2,004万8,481円、啓発業務（新聞広告、ラジオスポット等）委託料について、当初予算・計画と比べてどのようになっているのか。

3点目。これも流用によるものですが、懇談会出席者謝礼8万円と報償費にありますが、これはどのような性格のものですか。

以上です。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

決算に関しまして、3点ほどのお尋ねをいただきました。

第1点目の、電算システム構築委託料についてでございます。

電算システムの構築委託料につきましては、電算処理システム導入コンサルティング業務委託料、これが939万7,500円、それから、電算処理システム開発・運用業務委託料、これが6億9,379万円、計7億318万7,500円という決算になっております。当初予算額は7億8,695万円でございますので、契約残額は8,376万2,500円ということになります。

それから、国の補助金につきましては、ご指摘のようにサーバールーム構築及びネットワーク設定など、それからシステムのカスタマイズという経費でございまして、合計で補助基準額が1億1,048万8,000円、これが事業費でございまして、補助率は国の補助利率2分の1でございますので、補助額がご指摘のとおり5,524万4,000円というふうになっております。

それから、市町村振興協会からの資金についてでございますけれども、広域連合の事務費は構成市町村からの負担金で賄うというのが原則でございます。19年度の電算処理システム開発・運用業務委託料といたしましては6億9,379万円でございますけれども、このうち、名古屋市を除く市町村から4億9,514万4,742万円が、負担金として私どもにいただいております。これらの市町村からいただいた負担金に対しまして、別途愛知県市町村振興協会から市町村に同額が助成されているという状況でございます。

そのほかに、市町村が単独で整備しました窓口端末だとかプリンターの購入経費等についても同振興協会から補助金が出されてございまして、これが2,521万9,737円ございまして、都合、合計いたしますと振興協会からの助成総額は5億2,036万4,479円ということでございます。

それから、委託料への流用でございます。

需用費からの流用は、広域連合ホームページ保守・更新委託料へ26万8,000円、啓発業務、これは新聞広告だとかラジオスポット等でございますけれども、委託料として2,993万円が流用をされております。

それから、役務費からの流用といたしまして、啓発業務委託料ということで2,107万8,000円、それから、コールセンターの運營業務委託料956万7,000円、複写機使用料へ43万5,000円、備品購入費へ48万7,000円などがございます。この印刷業務委託料につきましては、当初予算においては業務別にばらばらの委託料を組んでおりましたんですけれども、事務の効率化を図るということで業者への委託に一括整理をいたしましたので、委託料一本として執行させていただいたということでこういうことになっております。

それから、コールセンターにつきましては、当初予定をしておりますけれども、電話等による問い合わせがたくさんございまして、迅速に対応できるようにするにはやはりコールセンターの設置が必要ということで、新たな事業として行うために、流用により対応したものでございます。

それから、啓発用リーフレット・ポスター作成業務委託料、それから啓発業務につきましても、当初予算で、需用費の印刷製本費だとか役務費の通信運搬費、広告料、こういうふうに分けて予算化をさせていただきましたけれども、事務の効率化、迅速化を図るために一括して委託して業務を行うということで、そのほうがいいだろうということで、委託料に組みかえて執行させていただいたものでございます。

それから、最後に、懇談会の謝礼についての件でございます。

懇談会出席者謝礼というのは、平成19年10月22日に後期高齢者医療に関する意見交換の場ということでこういう医療制度に関する懇談会を開催した際の出席者に対する謝礼ということでございます。出席者は合計17名、被保険者が10名、医療関係者2名、保険団体関係者1名、学識経験者4名で、17名で懇談会を開催させていただきました、その謝礼といたしまして、医療関係者及び公務員には支給をしておりますけれども、被保険者の方に1人当たり5,000円、大学教授に1人当たり1,000円ということで失礼しました。1万円ということで、合計8万円を執行させていただいております。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（長瀬悟康） 加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 市町村が単独で整備した窓口端末、プリンターの購入経費についての振興協会からの助成は、広域連合の予算、決算には記載されていないと私は思いますが、それでよいのか、確認します。

それと、もう一つは、懇談会出席の被保険者はどのように選んだのか、懇談会ではどのような意見が出たか、20年度以降もこの懇談会を続けていく考えなのか、お伺いします。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

振興協会からの助成金につきましては、これは広域連合を経由するお金ではございませんで、直接振興協会から市町村に交付されておりますので、これは私どもの予算ではないということで、予算、決算には載っておりません。

それから、懇談会の件でございます。被保険者10名につきましては、これは、愛知県老人クラブ連合会の役員の方、24名でございますけれども、その中から75歳以上の方9名をお願いして出席をしていただいたと。それから、名古屋市老人クラブ連合会からも、75歳以上の方1名の方にご出席をいただいております。

懇談会におきましては、医療費が増えてきた原因は何だろうとか、保険料算定の根拠はどうなっているのかとか、保険料の負担は、現在、今とどのように変わるのかとか、将来的な保険料の増加はどうなるんだとか等のご質問、ご意見をいただいております。

なお、懇談会は、皆様方のご意見を直接伺うことができる重要な場でございますので、今後も開催してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 懇談会の件についてもう少しお伺いしますけれども、基本的には結構なことだと私は思うんですけど、国民健康保険の場合には国保運営協議会という正式の機関があるわけです。しかし、この後期高齢者医療制度の場合、75歳以上の被保険者や医師、病院関係者、あるいは保険者等、直接の当事者の意見を聞く協議会といったものはありません。後期高齢者医療制度においては、そのような協議会を正式につくることは禁止されているのかどうか、あるいは法律で禁止されているのか、つくってつくればできないことはないのか、その辺、お伺いします。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

協議会についてでございます。

国民健康保険法の場合によります運営協議会の設置、これは国民健康保険法により法律で義務づけられている組織でございます。それと違いまして、私どもの後期高齢者医療制度にはそのような組織の設置義務がございません。そういうこともございまして、昨年、被保険者の代表者を含む関係者のご意見を聞かせていただくという懇談会を開催させていただいたところでございますので、今後もこの懇談会を活用した形でご意見を伺っていきたく、こんなふうを考えておりますので、今のところ協議会を設置するということまでは考えておりません。

○議長（長瀬悟康） 通告のございました質疑は以上ですので、これで質疑を終わります。

討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号「平成19年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩後の再開は10分後といたしたいと存じますので、ご参集をお願いします。

（ 休 憩 ）

○議長（長瀬悟康） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9、「一般質問」を行います。

質問通告者は、2名であります。通告一覧の順番に発言を許します。20番、加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 20番、加藤。

それでは、通告してあります2項目について、一般質問いたします。

後期高齢者医療制度が始まって、5カ月目に入ったわけです。新制度の国民への周知が不十分であったため、導入当初は、保険証の未着など、さまざまな混乱が生じたようです。また、高齢者から保険料を徴収することがよいことなのかどうか、あるいは年金天引きの是非など、基本的な問題も指摘されました。また、延命措置の採用の有無を患者に答えさせるなど、やはり常識的に考えて●●●●こともあったと思います。

このような指摘を受け、政府も、制度の一部修正、見直しを余儀なくされたわけです。新制度の評価については、今後、医療費や医療サービス、あるいは保険料の徴収状況などを気をつけて見ていく必要があると思います。また、この問題については、基本的には国会でもっと十分審議する必要があると私は考えます。

さて、今言った措置ですが、まだ8月の現段階ではデータ不足と思われるので、後期高齢者医療制度の発足時の実施状況について、最初の質問とします。

1 番目として、期高齢者医療制度の実施状況、4 点伺います。

1 番目として、広域連合全体としての保険証の送付状況、送付方法、送付枚数、受取人不在者の数、その後の対応はどのようでしたか。

2 点目、新制度発足に伴う質問、苦情はどの程度あったか。広域連合としてどのような対応をとったか。また、その苦情、質問の内容はどのようでしたか。

3 点目、広域連合と市町村との連携に問題は起きていないかどうか。

4 点目、65歳から74歳までの身障者の本制度への加入状況はどのようになっているか。

次に、2 番目の質問として、市町村の後期高齢者医療システム開発委託費についてお伺いします。

4月29日の中日新聞に、市町村の徴収システム開発費想定は366億円、の見出しの記事がありました。記事によると、後期高齢者の新医療制度の発足に伴い、市町村が行ったシステム改修で、当初の想定を2倍近く上回る366億円の費用がかかったということです。開発費は、後期高齢者市町村システムと関連事業の国保保険者システムの2種類に分かれていたが、前者の後期高齢者市町村システム開発費は、当初見積もりの総額199億円が、1.8倍の366億円に迫ったということです。このため、国は、当初の補助金91億円に加え、新たに983市町村に80億円を追加交付したといます。なお、国保保険者システムの開発費は総額307億円であったということです。想定を大幅に超過した原因について、政務関係者は、情報システムは、自治体の担当者に専門知識がないために、業者の言い値で契約してしまう構造的な問題であると指摘していました。

私は、三好町議会、三好町の6月議会でこの問題を取り上げたところ、後期高齢者市町村システムと国保保険者システムの合算開発委託費は2,660万円で、後期高齢者市町村システム単体での委託費は945万円で、当初予定した範囲内におさまったとの答弁を受けました。この金額が高いかどうかは私にはすぐに分かりませんので、近隣市町の人口の似通った日進市、長久手町、東郷町の後期高齢者市町村システムの開発費を尋ねたところ、日進市が3,800万円、長久手町が2,733万円、東郷町は単体での開発費用はできていないという答弁でした。随分差があるものなのです。

そこで、1 番目として、市町村の後期高齢者市町村システム開発費に対する国庫補助制度はどのようなものか。広域連合は市町村の後期高齢者市町村システム開発に対し、どのような立場にあるのか。

2 点目、広域連合として、市町村の後期高齢者市町村システム開発費の額を把握しているかどうか。把握しているとすれば、現在広域連合議会に議員を派遣している市町村の後期高齢者市町村システム開発費はそれぞれお幾らであるか。

3 点目として、広域連合として構成市町村に対し、電算システムの構築と改修、契約に

つき、どのようなアドバイスをしているか、また、今後行う考えかお伺いします。

以上です。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

一般質問といたしまして、後期高齢者医療制度の実施状況ということで、4点ほどお尋ねをいただきました。

まず、1点目の、保険証についてでございます。

保険証の送付につきましては、全被保険者、61万3,076名でございますけれども、このぐらいの方々に対しまして、各市町村を通じまして、配達記録郵便で保険証を郵送しております。これは3月に郵送しておりますけれども、このうち、4月1日現在、8,713件の未着という状況が生じております。これは全送付数の1.4%でございます。8,713件の未着がございました。その後、追跡調査をいたしまして、6月12日現在で、未着件数は247件まで減少しております。これは0.04%まで下がってきております。これらの247件、なかなか届かない方がおみえになるわけでございますけど、これにつきましては、各市町村におきまして、文書、電話での連絡を図ったり、職員が訪問をしたりしまして、いろいろ手を尽くしましたがけれども、ご本人や家族との連絡がまだとれなかったというものでございます。

次に、制度発足に伴う問い合わせ等の状況でございます。

広域連合事務局に電話問い合わせ等の件数が大分来ておりまして、私ども、4月3日から記録をとっておりますけれども、4月中に、合計が6,833件、1日平均で263件ほどのお問い合わせ等がございました。苦情の件数につきましては、これは4月25日からしか統計をとっておりませんですけれども、4月中に91件、1日平均23件の苦情の件数がございました。5月の状況でございます。件数は2,408件でございます。これを1日平均でいきますと109件、うち苦情件数は246件で、1日平均11件となっております。

問い合わせに対する体制といたしましては、3月17日からコールセンターを外部に開設いたしまして、事務局職員によるものとあわせて電話問い合わせ等に対応しておりまして、4月下旬までは土日休日も対応させていただいたところでございます。

苦情の主なものは、保険証に関することといたしまして、保険証のサイズが小さい、字が小さくて読みにくいというようなお話がございました。それから、制度に関することといたしましては、75歳以上を切り離すのは差別である、受診抑制を目的とするものであるのかなどといったご意見、それから、保険料に関しましては、年金天引きには反対である、保険料が高くなったといったお話が、私どもの方へ、苦情として来ております。

それから、広域連合と市町村との連携に問題は起こっていないかということでございます。

広域連合と市町村では、定期的に担当の課長会議を、それから担当者の説明会といった会議を開催していきまして、情報提供や意見の交換、こういうことも実施しています。

それから、日常業務におきましてもメール等によりまして連絡調整を密に行うよう注意しておりまして、現在のところ、連携で大きな問題は起きていないと、こう考えております。

それから、次に、障害者の加入状況でございます。

平成20年4月1日現在で、全被保険者、先ほどちょっと申しました61万3,076人のうち、65歳から74歳までの障害認定の被保険者の方は4万1,224人ございます。

次に、市町村の後期高齢者医療システムの開発委託費のお尋ねがございました。3点ほどお尋ねをいただいております。

まず、1点目の、国庫補助制度の状況でございます。

国の補助金につきましては、愛知県、県庁を経由して市町村に交付をされておりました、広域連合を経由した補助金ではございませんので詳細については詳しくはわかりませんが、昨年度、2種類の補助事業がございました。

1つは高齢者医療制度創設準備事業費補助金ということでございまして、住民基本情報や税情報などを私どもの広域連合に提供するためのシステム、それから、保険料の徴収システム、こういうものの開発、改修に対する助成事業でございます。

それから、2つ目が高齢者医療制度円滑導入事業費補助金でございまして、これは、被用者保険、サラリーマン保険の被養者に係る保険料負担の激変緩和措置に対応するためのシステムの助成でございます。

なお、市町村が独自で行う後期高齢者関係のシステム開発につきましては、市町村がそれぞれ対応しております、広域連合において、特に関与しているものはございません。

次に、2つ目の、後期高齢者市町村システム開発費の額でございまして、これは、先ほど申しましたように、私どもを経由した補助金になっておりませんので、広域連合では各市町村の開発費の額はデータとしては把握はいたしておりません。

最後に、市町村に対するアドバイスでございます。

広域連合としましては、市町村をオンラインで結ぶ広域連合電算システムとは別に、市町村が独自に整備する保険料徴収などのシステムにつきましては、これは市町村がそれぞれ担当課や業者と連携をとってシステムの構築をしておるところでございまして、私どもに特にアドバイスを求められるということにはございませんでした。

以上でございます。

○20番議員（加藤芳文） 議長。

○議長（長瀬悟康） 加藤芳文議員。

○20番議員（加藤芳文） 少し再質問させていただきますけど、質問とか苦情処理のためにコールセンターを開設していたわけですけど、これは今後いつごろまで継続する予定なのか、お伺いします。

それと、障害者の加入数は分りましたけど、障害者の加入率はどのようなものなのか。

それと、高齢者の電算システム改修に関して、経費が市町村によって3倍も4倍も違うということは説明がつかないと思うわけです。この補助金については広域連合が直接関与していないということは、それはそれで分りますけれども、かといって、市町村がばらばらの対応をしていて高額な経費を請求される可能性が高いと思いますので、広域連合としても、担当課長会議等を開いているわけですから、そういったところで、私の市町村、町はこれだけの金額を請求されているとか、そういった情報を共有して、無駄な経費の出費を省く必要があるのではないかと思うわけです。この電算システム改修は今後も毎年のように行われていくという可能性が高いと思いますので、この辺のところには広域連合として

協力されたらどうかと思うんですが、どうでしょうか

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

再度のお尋ねでございます。

コールセンターにつきましては、先ほど申したように3月から設置しておりますけど、私ども、11月末まで設置をさせていただくということで予定しております。これは、私どもから最終的に被保険者の方々に、あなたの医療費は幾らかかりましたよという通知を10月から出したいと。要するに医療費が幾らかかっているかというのを各被保険者の方に出させていただきますので、その時期が10月でございますので、それに対応するための期間として11月ということで考えております。

次に、障害者の加入率でございます。実を申しますと、愛知県内の65歳から74歳までの障害者の数というのは、これは、私ども、愛知県の方にも照会をかけさせていただいたんですけど、子供、大人の区分というのは障害者のほうのデータを持っておりますけど、65歳から74歳までの障害者のデータというのは、どうも持っていないというようなお話もございました。従いまして、現在のところ、その母数が分りませんので、私どもも加入率というのは算出できないという状況でございます。ご勘弁をいただきたいと思っております。

それから、もう一点、電算システム改修に際する市町村間での情報の共有でございます。ご指摘のように担当課長会議等ございますので、こういう場を活用いたしまして、市町のいろんな要望を含めまして情報交換の場をしていきたいということで検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、田口。

通告に従い、質問します。

1点、加藤議員の質問と重複する部分がありますが、お許しをいただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度は、高齢者を始めとする国民の大きな怒りを呼び起こしています。そのことは私たち日本共産党の名古屋市議団が実施しています市政アンケートでも明らかであります。このアンケートは、5月下旬から各戸に用紙を配布し、現在まで約4,000通の回答が寄せられました。この中では、後期高齢者医療制度について、約半数の人がすぐに廃止を、2割の人が不安だと答え、必要と答えた人は1割しかありませんでした。アンケートにはたくさんのご意見も寄せられていますので、若干紹介したいと思っております。

後期高齢者医療制度は、75に達したら死への予備軍みたいに感じてしまう制度だ。保険料を負担するのはやむを得ないと思っておりますが、75歳で線引きするのが納得できません。若い人たちの負担もよく分ります。我々も若いころ、毎月給料天引きで健康保険料を支払ってきました。しかし、年を取り、働けなくなり、病気がちになったところでこの扱いは、納得できないものがあります。

住民の皆さんの怒りは、このアンケートの声からも、75歳以上の人を後期高齢者と呼び、他の世代と切り離して際限のない負担増に追い込むとともに、受けられる医療を差別するという制度の根幹そのものに向けられているのであります。

そこで、お尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度が実施されて以降、国民の怒りが燎原の火のごとく広がっていることに対して、連合長はどのように認識されているのですか。あわせて、制度実施後に本広域連合及び市町村に寄せられた住民からの問い合わせや苦情などの件数について、事務局長の答弁を求めます。

次に、政府・与党の見直しに関わって、保険料軽減以外の問題について、3点お尋ねをします。

1点目は、診療報酬における終末期相談支援料の凍結についてであります。

終末期相談支援料は、医師が、回復の見込みがないと判断した75歳以上の患者や家族との間で延命措置をとらないことなどを文書で確認すると、患者1人当たり2,000円の報酬が医療機関に支払われる仕組みです。これに対して、週刊誌などでも、安楽死を勧める医療などと批判が噴出しました。政府は、終末期相談支援料など75歳以上を別建てにした診療報酬について、後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療が受けられるなどと後期高齢者医療制度の売り物にしていました。本広域連合議会でも、連合長は、後期高齢者医療制度の診療報酬については後期高齢者の心身の特性に応じた後期高齢者にふさわしい医療を提供するためのものであり、75歳を超えると受けられる医療の内容が変わり、必要な医療が受けられなくなるということはないと答弁されています。それにもかかわらず、終末期相談支援料が実施からわずか3カ月で凍結に追い込まれる事態になったのはどういうことか。後期高齢者医療制度の破綻ぶりを示しているのではないのでしょうか。

そこで、連合長にお尋ねします。

あなたは、政府の言うままに、後期高齢者医療制度の診療報酬は心身の特性に応じた後期高齢者にふさわしい医療を提供するためのものであると公言されてきましたが、この制度の診療報酬の柱の1つであった終末期相談支援料が凍結されたことについて、どのような感想をお持ちですか。今でも、後期高齢者にふさわしい医療を提供するためのものとお考えですか。

2点目は、保険料の年金天引きのかわりに口座振替での納付が選択できるようになったことについてであります。

年金天引きから口座振替への変更ができるのは、1、国民健康保険料を過去2年間滞納せずに支払っていた人、2、年金収入が180万円未満の人で保険料を配偶者や世帯主である子供の口座振替で支払う場合とされています。4月から保険料の年金天引きが実施されたことによって、税の社会保険料控除が受けられなくなり、税負担が増えるケースが生まれています。例えば、国保に入っている息子が後期高齢者の親を扶養している世帯の場合では、昨年度までは親も国保でしたので、世帯主である息子が親の分も含めて国保料を負担し、所得から控除することができました。ところが、親が後期高齢者医療制度に移り、保険料が本人の年金から天引きされるようになったために、息子の所得から控除できなくなりました。息子の所得から親の保険料を控除できないと課税される所得が多くなり、余計に税金を払わなければなりません。今回の見直しによって、年金額180万円未満の人が、世帯主である子供や配偶者の口座振替に変更すれば、税の負担が軽減される場合があります。しかし、政府・与党の広報やお知らせでは、このことには触れていません。

そこで、事務局長にお尋ねします。

知らない人が損をしないように、年金天引きから口座振替に変更することによって税負

担を軽減できる場合があることを周知徹底すべきではありませんか。

3点目は、後期高齢者医療制度に加入しない65歳から74歳までの障害者に対する医療費助成についてであります。

65歳から74歳までの障害者については、後期高齢者医療制度に入るか入らないかは、法律上は本人が選択できる仕組みになっています。ところが、愛知県では、障害者医療費助成を受ける場合、後期高齢者医療制度への加入が条件とされ、この制度に加入しなければ、障害者医療費助成を受けられなくなりました。事実上、65歳からの強制加入であります。

愛知県が65歳から74歳までの障害者の数を把握していないと先ほど答弁がありました。加入者が分からない、これはとんでもないことです。私は事実上、ほとんどの障害者が加入をせざるを得なかったと思っています。

これに対して、政府・与党の見直しでは、自治体独自の医療費助成事業などについても、自治体に適切な対応を求めることを決めました。これを受けて、厚生労働省は7月23日、都道府県に対して、助成要件の見直し等について必要な検討を行った上で、独自の医療費助成事業について、十分な情報提供を行うなど、適切な対応を要請する通知を出しました。事実上の強制加入だという批判の前に、政府・与党も手直しを余儀なくされているのです。

後期高齢者医療制度への加入を障害者医療費助成適用の条件としているのは愛知県をはじめ10道県、そのうち山口県が加入を条件にしない方向に転換しました。徳島県は、条件を維持しながらも、保険料増額分を全額助成して、障害者の負担を軽減する、栃木県は、後期高齢者医療制度への移行を拒否している障害者に対し、医療費の1割補助を決めたと報道されています。全国的に見直しが検討されているにもかかわらず、愛知県からは検討している様子が何ら伝わってきません。

そこで、広域連合から愛知県に対して、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用するよう求めるべきではありませんか。事務局長の答弁を求めます。

最後に、広域連合のホームページにおける議会に係る情報提供について、お尋ねします。

本定例会の開催告示は、招集日の2週間前、7月23日に行われました。ところが、広域連合のホームページでは、その開催告示が招集日1週間前の時点でも掲載されていませんでした。これでは、住民が議会の開催について事前に知ることができません。ましてや、議案の内容については知ることができません。東京都の広域連合のホームページには、議会開催の告示とともに、議案とその内容も掲載されています。

そこで、事務局長にお尋ねします。

広域連合のホームページに議会開催の告示、議案とその内容を掲載するよう改善を求めますが、いかがでしょうか。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

後期高齢者医療制度実施後の連合長の認識について、お尋ねをいただきました。

後期高齢者医療制度は、急激な高齢化の進展により増大する医療費を賄うために、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とすることによりまして、

国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり安心して医療が受けられるようにするために必要な改革であると私は考えております。しかしながら、制度の細部が実施直前まで明らかにならなかったために、事前に十分な周知等を行うことができず、高齢者の方々の立場に立った懇切丁寧な説明が不足することとなりまして、4月当初に混乱を招いたことは、まことに申しわけなく存じているところでございます。今後は、制度の趣旨、意義についての広報に努めまして、市町村との密接な連携を図りながら着実に事務を行うことによりまして、この制度の定着に向けまして、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、後期高齢者医療制度の診療報酬について、お尋ねをいただきました。

後期高齢者医療制度の診療報酬につきましては、後期高齢者の心身の特性に応じた後期高齢者にふさわしい医療を提供するため、厚生労働省において検討され、決定をされたものでございまして、これまでと同様に必要な医療を受けることができるとされているところでございます。

ご指摘のございました終末期相談支援料につきましては、だれもが迎える終末期を本人の納得のいく診療方針で、尊厳と安心を持って充実した環境の中で残された日々を過ごすことができるようにすることを目的としておりますけれども、制度の趣旨や内容が十分に周知をされず、国民に誤解と不安を与えたために、国におきまして7月から凍結の措置が講じられたところでございます。今後は、中央社会保険医療協議会におきまして検証作業を行い、議論をすることとされております。その動向を見守ってまいりたいと考えております。

私が先回答弁いたしましたことと変わってきておるわけではございますが、全体としてこの後期高齢者医療に関しましては、いろいろな意味で制度が後出しで変わってきておる、こういう状況でございます。その状況に我々は真摯に対応しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

まず、後期高齢者医療制度実施後の問い合わせの状況についてでございます。

本広域連合事務局における状況でございますけれども、4月の問い合わせ件数は、これは4月3日からでございますけれども、合計6,833件、1日平均263件、うち苦情件数、4月25日からのものでございますけれども、91件、1日平均23件といった状況でございます。

また、5月は2,408件、1日平均109件、苦情は246件、1日平均11件となっております。

なお、市町村への問い合わせ等の状況は、申し訳ございません、私どもで把握しておりませんのでご勘弁願いたいと思います。

それから、口座振替によります税負担軽減の周知についてのお尋ねでございます。

年金天引きから口座振替に変更することができるようになりましたことから、7月の下旬に広域連合及び市町村より被保険者の方へ、口座振替が可能ですよというチラシ、はがきによる案内を出させていただいたところでございます。また、7月29日付で厚生労働

省保険局総務課から社会保険料控除の適用関係についての事務連絡が出されておりました、これは県庁で県が受けまして、県から全市町村にも周知がされておるところでございます。

こんなような状況でございます。これによりまして、広域連合及び市町村の窓口におきましては、支払い方法に関するお問い合わせ等、ございまして、その際には、税負担の軽減を含めた今回の国の社会保険料控除の通知等を踏まえまして、説明をさせていただくなどの周知を図っております。今後ともこの周知については、私どもも努力してまいりたいと考えております。

それから、県の障害者医療費助成制度の適用についての問題でございます。

この制度は、障害者の医療費について、自己負担相当額を県と市町村が公費で負担するという制度でございまして、制度の運営には、公費の投入を含めまして、実施主体であります県の方針等もあるものと存じております。本広域連合といたしましては、現在のところ、県に対しまして要望するという事は考えておりませんので、ご勘弁をいただきたいと思っております。

それから、最後に、広域連合のホームページについてのお尋ねでございます。

本広域連合のホームページにおきましては、議会開催前に開催告示を、また、終了後には開催結果と議事録を掲載するという事にしておりましたんですけれども、本定例会の開催告示については、議員ご指摘のとおり、非常に時期が遅れておりました。これにつきましては、まことに申し訳なく思っております。この場をお借りして、申し訳なく申し上げます。なお、今後、議会開催の告示と同時に、議案の内容というか、告示、それについては掲載をするということでお話をさせていただきます。見やすさ、それから内容等につきましても充実したものにしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○33番議員（田口一登） 議長、田口。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） まず、広域連合のホームページにつきましては、改善に努めるという答弁をいただきましたので、ぜひ、今も答弁ございましたが、議案の内容も含めて掲載されるよう要望しておきます。

さて、後期高齢者医療制度実施後の状況について、連合長は、混乱を招いたことは申し訳なかったとおっしゃいましたけれども、混乱を招いた理由については、丁寧な説明が不足していたからだったという認識です。しかし、丁寧に説明をすれば住民の理解は得られるでしょうか。この制度について、野中広務元官房長官が、銭勘定だけで人間としての尊厳を認めていないと語っています。中曽根康弘元首相は、至急これをもとに戻して、新しくもう一度考え直す、そういう姿勢をはっきり早くとる必要がありますと明言していますが、野中氏や中曽根氏に対しても丁寧な説明が不足していたということでしょうか。高齢者差別という制度の本質が国民の前に明らかになったから、政治的立場の違いを超えて怒りが広がっているのではありませんか。

終末期相談支援料の凍結についても、連合長は、国民に誤解と不安を与えたと、誤解した国民が悪いかのような認識を示されました。しかし、厚生労働省の担当者が解説書の中で、後期高齢者が亡くなりそうになり、家族が1時間でも1分でも生かしてほしいと要望

していろいろな治療がされる、それがかさむと500万円とか1,000万円の金額になってしまうと本音を語っているように、延命治療を制限して医療費を抑え込む、ここに狙いがある訳ですから、野中広務元官房長官の言葉を借りれば、銭勘定だけで人間としての尊厳を認めていないことになるのです。それでも連合長は、後期高齢者医療制度は趣旨や内容を丁寧に説明すれば住民の理解が得られる制度だとお考えですか。

再度、答弁を求めます。

連合長の立場としては国に対して廃止せよと言えないかもしれませんが、国や県に対して制度の改善を求めることはできると思います。その1つとして、後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者にも障害者医療費助成を適用するよう、愛知県に求めていただきたい。後期高齢者医療制度に移った71歳のある障害者の方が、国保の時と比べて保険料が月700円から1,650円に上がった。国保では障害者ということで減免されていたが、後期高齢者医療では減免がないのはおかしいというご意見を伺いました。障害者の方々は65歳からこの制度に事実上強制加入させられて、おそらく多くの方の保険料が上がり、しかも受けられる医療は差別される。障害があることを理由に10年も早くうば捨て山制度に入らなければならないのは、何と無情なことでありましょう。

名古屋市も、障害者医療費助成を受ける場合、後期高齢者医療制度への加入を条件としています。連合長は名古屋市長でもあります。自治体の医療費助成制度について、適切な対応を求めている厚生労働省の通知は、立場が変われば我が身に降りかかってくる問題です。連合長は、この厚生労働省の通知をどのように受けとめておられますか。お答えください。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 後期高齢者医療制度に関します私の認識について、再度お尋ねをいただきました。

先ほどもお答えいたしましたとおり、後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり安心して医療が受けられるようにするためには必要な制度であると私は考えております。そういう考えのもとに、制度の趣旨や意義について、きちっと説明していくことが大事、このように思っております。なお、ご指摘の終末期医療の問題等につきましていえば、これは、人生観の問題であるとか、あるいは家族の心情、あるいはその他の状況を総合的に判断するために、非常に難しい問題を幾つか含んでいると私は思っております。そういう意味で、一旦、立ち止ってこの問題を広範に考えるということについては妥当な判断であると、このように思っております。

続きまして、県の障害者医療費助成制度に関しての再度のお尋ねをいただいたわけですが、厚生労働省の通知は、県におきまして必要な検討を行った上で、この事業について十分な情報提供を行い、関係者の理解を求めながら適切な対応をされたいと、こういう内容であると私どもは受けとめております。愛知県の障害者に対する医療費の助成制度は、その助成の対象の範囲、あるいは内容など、他県と比較して遜色のないものと考えておりますが、最終的には県において適切に判断されるものと考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（長瀬悟康） 傍聴人に申し上げます。傍聴規則を遵守していただきたいと思
います。7条1項に抵触するおそれがありますので、お願いをいたします。

○33番議員（田口一登） 議長、田口一登。

○議長（長瀬悟康） 田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 連合長は、後期高齢者医療制度については必要な制度だ
とおっしゃいましたけれども、各種の世論調査でも私たち日本共産党名古屋市議団のアンケ
ートでも、必要な制度だと考えている人はごく少数であります。先の国会では、野党4党
が共同で提出した廃止法案が参議院で可決をしました。衆議院では継続審議となっていま
すので、私は、次の国会での速やかな審議と可決成立を望むものであります。同時に、緊
急に改善が求められる課題については、広域連合として前向きに対応すべきであります。

障害者医療費助成制度についても、連合長は、県が適切に対応するだろうと、人ごとの
ような答弁でしたけれども、連合長も立場が変われば名古屋市長として適切な対応が求め
られている問題です。この問題は後期高齢者医療制度の実施に関わって生じている問題で
すから、広域連合としても愛知県に改善を求めていただきたい。広域連合も地方公共団体
の1つです。地方公共団体の役割は、言うまでもなく住民の福祉の増進であります。この
後期高齢者医療制度はもちろん全国一律ですから限界はありますけれども、しかし、住民
の福祉の増進のために広域連合として最大限努力する、こういう立場に立っていただきた
い。このことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（長瀬悟康） これで、一般質問を終わります。

日程第10、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題といたし
ます。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 議会事務局長。

日程第10、請願第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理
は平成20年7月22日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長徳田秋さんで、紹介議
員は田口一登議員でございます。

請願の内容ですが、「愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。」、
「低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。」、「保険料滞納者への資
格証明書の発行はおこなわないでください。」、「受診中の75歳以上高齢者についても
健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。」、「後期高齢者の意志が
十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議
会（仮称）を設置してください。」というものであります。

○議長（長瀬悟康） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。羽谷事
務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

請願第2号についてでございます。

まず、1つ目、2つ目の、県の一般財源の投入等独自の保険料減免制度についてござ
いますけれども、低所得者に対する保険料軽減対策といたしまして、法定の減額に加えま
して、今回の特別軽減策が実施されることによりまして、一層の保険料の軽減が図られた
ものと考えております。

次に、3つ目の資格証明についてでございますが、資格証明書は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であると考えております。実施に際しましては、一律に機械的な交付をするということではなくて、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で行うものと考えております。

4つ目の、希望者全員への健診実施についてでございます。後期高齢者に対する健康診査の主な目的は、糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、必要に応じて医療につなげていくことでございます。そういった面で、生活習慣病で医師等の定期的な診療を受けている方については、必ずしも健康診査を実施する必要はないということを考えております。

最後の、高齢者の意思の反映につきましては、市町村を通じて広域連合に届けていただくよう努めてまいります。また、意見を伺うための懇談会を開催するなどしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 請願第2号について、質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 後期高齢者医療制度の改正を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

まず、第1項、第2項の保険料引き下げ、減免についてですが、政府・与党の保険料軽減対策では不十分であることは、先の議案第9号に対する質疑で明らかにさせていただきました。国の対策が不十分ならば、広域連合として、低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けるべきです。そもそも愛知県の1人当たりの保険料額は、全国で5番目に高い額となっています。平均の保険料額を引き下げするために、愛知県からの一般財源の繰り入れが求められています。

第3項の資格証明書の発行についてですが、医療なしでは生きていけない高齢者から保険証を取り上げることは、行政が命綱を断ち切るむごい仕打ちであります。

第4項の健診についてであります。生活習慣病で通院や入院をしている後期高齢者は健診を受ける必要はないというのが政府や広域連合の立場です。しかし、生活習慣病にはさまざまあり、1つの疾病で治療中であっても、健診を受けなかったために他の疾病を見落とすことが起こり得ます。疾病の予防と早期発見のためには、希望者全員が健診を受けられるようにすべきであります。ちなみに、40歳から74歳までの特定健診では、名古屋市の国保の案内を見ますと、健診を受ける必要がないとされているのは、6カ月以上継続して入院されている方や、介護保険施設入所者などに限定されています。健診を受ける機会においても、後期高齢者を差別することは問題であります。

第5項の運営協議会の設置についてですが、全国の後期高齢者医療広域連合では運営協議会を設置しているところが少なくありません。お隣の三重県も運営協議会を設置し、7月に開催された運営協議会では、制度開始からの現況報告や後期高齢者の健診、保険料の軽減などについて、協議が行われています。本広域連合にも、住民や高齢者の意見を制度に加入させるために、運営協議会を設置すべきであります。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（長瀬悟康） 討論を終わり、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立少数です。よって、講願第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第11、請願第3号「健診は国・県・市町村で負担することを求める請願書」を議題といたします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 議会事務局長。

日程第11、請願第3号「健診は国・県・市町村で負担することを求める請願書」について、受理は平成20年7月22日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容ですが、「健診の費用について、愛知県と市町村に3分の1ずつの負担を求め、保険料への転嫁を解消してください。」というものであります。

○議長（長瀬悟康） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

請願第3号でございます。

健康診査の費用につきましては、3分の1は国の補助金、その他は保険料という財源内訳で実施しております。県、市町村の負担について、義務付けという法律の方の義務付けはございません。したがって、国庫補助を除いた経費につきましては、その財源を保険料に求めざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 請願第3号について、質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

○33番議員（田口一登） 議長、田口一登。

○議長（長瀬悟康） 33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 健診は、国、県、市町村で負担することを求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

昨年までの健診では愛知県と市町村も3分の1ずつの負担をしていたわけですから、愛知県と市町村に対して健診費用の負担を求めることは何ら躊躇することではないと思います。愛知県や市町村には制度上の負担義務はないかもしれませんが、保険料の軽減のために県や市町村から補助金等を広域連合に投入することは法的には可能であり、既に健診事業への補助を実施している都府県があります。

石川県は健診事業への補助金として国の補助金と同額を広域連合に交付し、1人当たりの平均保険料が年額505円引き下げられました。京都府も保険料の負担を軽減するとともに、後期高齢者の健診事業を促進するため、保険料軽減事業助成費を広域連合に交付し、

年額約230円の保険料引き下げとなりました。東京都も広域連合に対して、保健事業に対する財政支援として、約6億7,000万円の支援を行っています。

愛知県や市町村が健診費用を負担すれば、本県の平均保険料を254円引き下げることができるという試算もあります。保険料がわずかでも安くなれば、県民にとって喜ばしいことです。そのための努力を広域連合として行うべきであります。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（長瀬悟康） 討論を終わり、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立少数です。よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第12、請願第4号「後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願書」を議題といたします。

請願の要旨等については、事務局に報告させます。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 議会事務局長。

○議長（長瀬悟康） 議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 日程第12、請願第4号「後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願書」について、受理は平成20年7月22日、請願者は愛知県社会保障推進協議会議長徳田秋さんで、紹介議員は田口一登議員でございます。

請願の内容ですが、国、県に対して意見書を提出してくださいというもので、その内容とは、まず、国に対しては、「後期高齢者の保険料負担を軽減するために、国の財政負担割合を引き上げること。」、「低所得者からは保険料を徴収しないなど、低所得者減免制度を設けること。」、「保険料の軽減措置は、世帯単位でなく、個人単位で判定するように改めること。」、「健診費の国負担を引き上げること。葬祭費に国負担を導入すること。」、「後期高齢者診療料、後期高齢者終末期相談支援料など、後期高齢者独自の診療報酬を廃止すること。」、以上の5点でございます。

次に、県に対しましては、「後期高齢者の保険料負担を軽減するために、一般財源を投入すること。」、「後期高齢者の健診費・葬祭費のために、一般財源を投入すること。」、「後期高齢者医療制度を選択しない65歳～74歳の障害者には、障害者医療費助成制度を適用すること。」、以上の3点でございます。

○議長（長瀬悟康） 本件請願については、当局見解について説明を求めます。羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

まず、国への意見書、1つ目でございます。保険料負担軽減のための国の財政負担の引き上げについてでございます。低所得者対策として、国からの全額負担により今回の特別軽減策が実施されておりました、一層の保険料の軽減が図られたものではないかと考えております。

2つ目の低所得者減免制度についてですけれども、後期高齢者医療制度においては、低

所得者の方々にも、負担能力に応じて、一定の負担をお願いすることとなります。

3つ目の軽減措置の判定についてでございますが、保険料の軽減判定を世帯でなく個人単位で行うことにつきましては、国において、他制度との関連も含めて引き続き検討し、早急に結論を得るとされたところでありますので、その動向を見守りたいと存じます。

4つ目の健診費・葬祭費に対する負担についてでございますが、健診につきましては既に国庫補助がなされております。健康診査は国庫補助を除いた経費につきまして、また、葬祭費につきましてはその全額について、財源を保険料に求めざるを得ないと、そういうふうと考えております。

5つ目の診療報酬の廃止についてでございます。終末期相談支援料につきましては、7月から凍結の措置が講じられ、後期高齢者診療料とあわせて、中央社会保険医療協議会において協議の上、検証作業を行うこととされております。

次に、県への意見書提出についてでございます。

1つ目の、保険料負担軽減のための県の一般財源の投入についてでございますが、低所得者に対する保険料軽減対策といたしまして、法定の軽減に加えまして、今回の特別軽減策が実施されることにより、一層の保険料の軽減が図られたものと考えております。

2つ目の、健診費・葬祭費のための一般財源投入についてでございますが、制度上、県の負担は義務付けられておりませんので、葬祭費全額、また、健康診査は国庫補助を除いた経費について、財源を保険料に求めざるを得ないだろうというふうと考えております。

また、3つ目の、障害者に対する県の助成制度の適用についてでございますが、この制度の運営には、県費の投入を含め実施主体である県の方針等もあるものと存じております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 請願第4号について、質疑の通告はございませんでしたので、これより討論を行います。

33番、田口一登議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。33番、田口一登議員。

○33番議員（田口一登） 議長、田口一登。

後期高齢者医療制度の改善のために国と愛知県に意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から討論を行います。

政府は後期高齢者医療制度について、公費を重点的に投入する制度とってききましたが、実は国の財政負担が後期高齢者医療制度の導入によって、以前の制度と比べて減っていることが国会質問で明らかになりました。老人医療費全体に占める国庫負担の割合は、昨年度が37.3%だったのに対して、今年度は35.4%に減っているのです。仮に昨年度と同じ国の負担割合を今年度も維持すれば、国の負担は2,340億円増えます。政府・与党が6月12日にまとめた低所得者の保険料軽減対策の財源は、21年度以降については年間330億円と言われております。しかし、既にその7倍もの国の負担を削っているのです。

請願が意見書の提出として求めている国の財政負担割合引き上げや新たな低所得者減免の創設、健診費の国負担の引き上げなどは、国が削った財政負担を元に戻せば可能であります。また、愛知県からの一般財源の投入は、先に述べましたように、法的には可能であり、既に実施している都府県もあります。愛知県は、広域連合に派遣している2名の職員の人件費についても3分の1しか負担していません。残りは広域連合が市町村からの負担

金で賄っているのが現状です。本当に愛知県はお金を出し渋っている。その愛知県に対して、本広域連合議会として、はっきり物を言うべきであります。

以上の理由から、本請願の採択を求めて、賛成討論を終わります。

○議長（長瀬悟康） 討論を終わり、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立少数です。よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第13、陳情第1号「後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情書」を議題といたします。

陳情の要旨等については、事務局に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木茂彦） 日程第13、陳情第1号「後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情書」について、受理は平成20年7月1日、陳情者は農林水産省愛知県退職者の会代表者野澤基さんでございます。

陳情の内容ですが、国に対して、「後期高齢者医療制度を廃止すること」、「70歳以上の者の自己負担は1割とすること」、「保険料の年金からの特別徴収はやめること」の3点について、働きかけを行うことを要望するというものでございます。

○議長（長瀬悟康） 本件陳情については、当局見解について説明を求めます。羽谷事務局長。

○事務局長（羽谷篤） 議長、事務局長。

陳情第1号についてでございます。

まず、後期高齢者医療制度の廃止についてでございますが、本広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定に基づきまして、高期高齢者医療の事務を処理するために設立されたものでございます。制度の廃止を要望する立場にはない状況でございます。

次に、70歳以上の方の自己負担割合についてでございますが、後期高齢者医療制度以外の他の制度に係る事項となりますので、国に要望する立場にはないと考えております。

最後に、保険料の年金からの特別徴収についてでございますが、政令の改正により、一定の要件を満たす方につきましては、申し出により口座振替での支払いに変更することができるようになってきたものと考えております。

以上でございます。

○議長（長瀬悟康） 陳情第1号について、討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長瀬悟康） 起立少数です。よって、陳情第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

（発言する者あり）

○議長（長瀬悟康） 静粛に。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案案件の審議はすべて終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（松原武久） 松原広域連合長。

○議長（長瀬悟康） 松原広域連合長。

○広域連合長（松原武久） 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今回の定例会におきましては、提出いただきました案件につきまして、ご審議の上、ご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後も、後期高齢者医療制度の安定した運営のために、皆様からいただくご意見に十分留意しながら、また、市町村としっかり連携を図りながら、業務に精励してまいります。

議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご指導、ご協力をお願いする次第でございます。

本日は、まことにありがとうございました。

○議長（長瀬悟康） これをもちまして、平成20年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後4時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長瀬悟康

署名議員 杉藤憲二

署名議員 八木祥信